

# ○大府市公共施設養子縁組制度（アダプトプログラム） 実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、都市にとって重要な公共空間である公園、歩道、河川、池等の公共施設（以下「公共施設」という。）の環境美化について、市民が里親となってボランティア活動により管理する公共施設の養子縁組制度（以下「アダプトプログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定め、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働して健康で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

（届出）

第2条 公共施設の里親になろうとする団体は、自ら公共施設の管理区域を定め、市長に養子縁組届（第1号様式）を提出しなければならない。

（合意書の交換）

第3条 市長は、前条の届出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、当該団体と養子縁組合意書（第2号様式）を取り交わすものとする。

（里親の役割）

第4条 里親が行う管理区域の環境美化活動の内容は、定期的かつ継続的な作業であり、次に掲げるものとする。

- (1) 空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集及び除草
- (2) 樹木等の維持管理
- (3) 公共施設の破損、樹木の損傷等の情報提供
- (4) その他環境美化に必要な活動

（市の役割）

第5条 市長は、里親の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品の支給
- (2) アダプトプログラムの活動表示板（アダプトサイン）の設置
- (3) その他活動に必要なこと。

2 里親が第4条の活動中に被った傷害又は第三者への賠償責任については、原則として市で加入している「ふれあい保険」にて対応し、これを補償又は賠償するものとする。

3 第3条の養子縁組合意書を取り交わした団体（以下「養子縁組団体」という。）が、大府市以外の者の管理する公共施設を管理区域とするときは、市長は、当該公共施設の管理者へその旨を通知し、事前にその承諾を得るものとする。

（辞退の届出）

第6条 養子縁組団体は、里親を辞退する場合は、市長に養子縁組辞退届（第3号様式）を提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。